

意見書

平成 22 年 11 月 25 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン



「情報通信審議会議事規則第 5 条により、平成 22 年 10 月 26 日付けで公告された「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について」答申案（以下、「答申案」）に対し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。
以下の項目について当社の考え方を申し述べます。

■光IP電話のユニバーサルサービス化について

答申案については、「光の道」の推進に資する目的で、近年において、FTTHや携帯電話等のブロードバンドの急速な発展による加入電話契約者が減少している背景とPSTNと光IPの二重投資を回避する目的で、光IP電話をユニバーサルサービスの対象範囲とする検討が行われたものと認識しています。

しかしながら、当社としては、将来的なユニバーサルサービスの在り方も含めて、さらに以下の観点で検討を行っておく必要があると考えます。

- ・ 定量的な評価
具体的にどのような実効的な効果が期待できるかの把握と継続的なフォローアップ
- ・ ユニバーサルサービスの基本三要件の整理
「移行期」においても、利用者における基本三要件の考え方に変更が生じないこと、並びに利用者の利便性の低下がないこと
- ・ 公正かつ健全な競争環境の実現
ユニバーサルサービスを提供する特定の事業者が競争上優位にならないこと

■第2章 第3節 誰もが利用可能な料金 (affordability)

答申案では、電話サービスのみを対象にして、検討が行われておりますが、電話サービスと共存する、ADSLなどの利用者メリットの高いインターネット接続サービスについても評価の範囲に入れておくことが必要と考えています。

加入電話を光IP化することで、ADSLも利用出来なくなりますが、FTTHとADSLは料金格差が依然としてあるため、総合的に利用者が負担する料金額が値上がりすることも勘案する必要があります。

■第3章 第2節 NTT東・西による加入電話の新規提供の終了の在り方

加入電話の新規提供終了について、まずは国民の理解を得ることが重要ですが、光IP網へのマイグレーションにおいては、加入電話の視点だけではなく、それに加えて先述したADSL等のブロードバンドサービス、マイライン等々の接続事業者が提供しているサービスへの影響を考慮すべきと考えます。

たとえば、FTTHとADSLとの間で、利用者料金水準に大きな隔たりがある状況を据え置いたまま、加入電話の申込を完全に受け付けないようにするというのは、利用者の選択の幅を縮め、利用者利便の観点ではデメリットであると考えます。

また、この課題については、事業者間の公正競争上の問題も多いため、ユニバーサルサービス制度の枠組みだけで議論することは、適切ではありません。

■第4章 補てんの在り方について

補てん対象は、引き続き加入電話のみとすべきと考えます。

そもそもユニバーサルサービス制度に基づく加入電話への補てんは、競争進展により、NTT東西殿での内部補助によるコスト負担が困難となったルーラルエリアのサービス維持を図るため導入された制度であり、競争状況が全く異なる（むしろ、FTTHについてはNTT東西の独占化が進行）光IP電話への補てんについては、要件を満たさず、また公正な競争を阻害するものと考えます。

■第4章 第2節 光IP補正の要否

光IP電話のユニバーサルサービス化にともなって、光IP補正も同時に廃止すべきと考えます。光IP補正を継続させる理由として、「①地域が限定されていること」、及び「②IRU地域でも加入電話の終了が出来ないこと」の2点が挙げられていますが、そもそも今回の見直しの目的である「二重投資の回避」とも平仄がとれず、補てん額の算定における公平性を確保することを優先させるべきと考えます。

■第6章 第1節 「光の道」構想実現後のユニバーサルサービスと諸課題

今後、ブロードバンドアクセスを念頭に入れたユニバーサルサービスの議論が行われると考えますが、次期ユニバーサルサービス制度については、「具体的なサービス」、「サービス提供者」、「コスト負担の在り方」など、現行制度からの抜本的な見直しが必要と考えますので、ブロードバンドサービスの拡大スピードを見据え、検討期間も考慮に入れたロードマップを想定しつつ検討を開始する必要があると考えます。

以上